

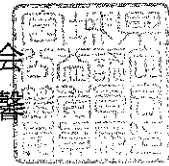
平成24年10月24日

宮城県知事

村井 嘉浩 殿

宮城県公益認定等委員会

委員長 稲葉 馨



答申書

平成24年10月17日付け総第347号をもって宮城県公益認定等委員会に
諮問があった件につき、下記のとおり答申します。

記

上記諮問に係る別紙記載の法人については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第117条に規定する認可の基準に適合すると認めるのが相当である。

別紙

1. 法人コード：A005345
 2. 法人の名称：財団法人宮城県教育会館
 3. 認可を受けた後の法人の名称：一般財団法人宮城県教育会館
 4. 代表者の氏名：高橋 達郎
-
5. 主たる事務所の所在場所：宮城県仙台市青葉区柏木一丁目2番45
 6. 公益目的支出計画の作成の可否：要
 7. 旧主務官庁の名称：宮城県知事